

## 令和7年度重点方針・重点事業並びに事業計画

令和6年度、岐阜県看護協会では“看護に関わる社会の変化を踏まえ、2040年に向けて取り組むべき課題や今後の活動のあり方”を検討しました。また、あり方検討会では、保健・医療・福祉分野の有識者の意見を経て「岐阜県看護協会のあり方～2040年を展望して～」にまとめました。これらの内容は、令和7年度からの重点方針・重点事業並びに事業計画に反映し、順次進めてまいります。

まず、看護職確保対策の強化ですが、令和7年度は、新たに「地域全体で看護職員を育成し地域からの流出を防ぐための取り組み」を始めます。また、訪問看護師をはじめプラチナナース、看護補助者等の確保を推進するとともに、離職防止・職務継続に向けて組織の取り組みを支援します。

生涯学習の推進では、生涯学習ガイドライン等の周知・活用とともに、地域全体で生涯学習を支援する体制づくりを進めます。また、専門性の高い看護師の地域における活動支援では、組織づくり・地域でのネットワークづくりを進め、活用促進のための環境整備を行います。

災害・健康危機に備えた体制の整備では、災害時における施設間の情報共有等、ネットワーク体制を整備するとともに、県民への災害看護普及・啓発を進めます。また、岐阜県看護協会の事業継続計画（BCP）に基づく災害訓練を行い、より実践にそった計画へ修正等を進めます。

重点方針・重点事業を次の5項目とします。

1. 看護職確保対策の強化
  - 1) 地域全体で看護職員を育成し地域からの流出を防ぐための取り組み
  - 2) 訪問看護事業所における看護職確保の推進と職場での定着を支援する取り組み
  - 3) ナースセンターの役割の強化
2. 離職防止と職務継続への支援
  - 1) 多様な働き方の推進を支援する取り組み
  - 2) 処遇改善を支援する取り組み
3. 生涯学習支援体制に基づく生涯学習の推進
  - 1) 研修計画および生涯学習支援体制の枠組みの活用に向けた支援
  - 2) 小規模病院や施設等の生涯学習支援体制づくりの支援
  - 3) 地域全体で生涯学習を支援する体制づくり
4. 地域における専門性の高い看護師養成・育成・活動支援
  - 1) 特定行為研修修了者やNPコース修了者の地域活動体制づくりの支援
  - 2) 専門看護師、認定看護師、認定看護管理者の活動体制づくりの支援
5. 災害・健康危機に備えた体制の整備
  - 1) 災害支援ネットワークの整備
  - 2) 災害看護の普及
  - 3) 岐阜県看護協会のBCP作成

## 【事業計画】

本会は、公衆衛生の向上を目的とした公益目的事業を推進するため、公益社団法人日本看護協会と連携し、以下の通り行います。

事業計画は、定款第4条の8つの事業に沿って掲載いたします。

- 1 教育等看護の質の向上に関する事業
- 2 看護業務の調査研究及び開発に関する事業
- 3 看護職の労働環境等の改善及び就労促進による県民の健康及び福祉の増進に関する事業
- 4 地域看護サービス及び災害時の支援等に関する事業
- 5 在宅療養支援に関する事業
- 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 7 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス
- 8 その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 1：看護職確保対策の強化

### 実施内容

1) 地域全体で看護職員を育成し地域からの流出を防ぐための取り組み

2) 訪問看護事業所における看護職確保の推進と職場での定着を支援する取り組み

3) ナースセンターの役割の強化

### 1) 地域全体で看護職員を育成し地域からの流出を防ぐための取り組み

#### 【事業概要】

看護職員の離職や地域からの流出を防ぐためには、これまでの施設単位での看護職員の育成・確保という考え方から、地域全体で育成・確保していく視点が求められる。地域医療構想を実現し、地域包括ケアシステムを推進するためには、地域の医療・介護資源や医療提供体制を十分理解して、急性期の医療から在宅での生活を含むいのち・暮らし・尊厳を守り支えることができる看護師の育成が必要である。

県内で地域全体の課題を共有し、看護職員を育成するしくみの構築に向けて他県等の先行事例を参考に検討を行う。

#### 【実施内容】

- ① 地域全体で看護職員を育成し地域からの流出を防ぐための取り組み
  - ・急性期から回復期・慢性期、在宅医療や介護に関わる関係者で構成するプロジェクト会議を設置し検討する
  - ・他県の先行事例を収集のうえ、本県で行う場合の手法及びシステムを検討する

### 2) 訪問看護事業所における看護職確保の推進と職場での定着を支援する取り組み

#### 【事業概要】

地域包括システムの構築が推進され、在宅での療養や生活のニーズが高まる中、在宅医療を担う訪問看護には大きな期待が寄せられている。

岐阜県では、訪問看護事業所の増加に伴い、訪問看護に従事する看護師数も増加しているが、その7割は看護職員数4人以下の小規模事業所である。また、従事する看護職員は40～50代が多く、そのうち5割は在職1～3年であり、離職者も2割と多い現状にある。離職理由には技術力の不足、指導者の不在等が挙げられており、安定的な人材確保と離職防止対策は急務である。

令和6年度は、新たな訪問看護人材の確保に向け、新人（新卒）看護師の就業促進に向けた育成プログラムを作成した。また、新任看護師の離職防止のための新任看護師の育成プログラムについて検討した。

令和7年度は、新人および新任看護師の育成に向け、指導者教育研修を実施するとともにサポート職員による支援体制を整え、プログラムに基づく新たな人材確保と離職防止のための支援を開始する。

## 【実施内容】

- ① 新卒訪問看護師確保に向けた支援体制づくり
  - ・看護学生および看護教員に対する周知
  - ・看護学生および看護教員の訪問看護体験型研修の実施
  - ・看護学生と新卒訪問看護師の交流会の開催
- ② 新任訪問看護師の定着に向けた支援体制づくり
  - ・新任訪問看護師対象とした研修会の開催
  - ・新任訪問看護師育成に向けた指導者研修の開催
  - ・サポート職員による支援体制の構築および支援の実施
- ③ 小規模事業所における人材確保および定着等に関する現状把握
  - ・圏域ごとの小規模事業所の意見交換会の開催

### 3) ナースセンターの役割の強化

## 【事業概要】

岐阜県では2020年から2050年にかけて人口が約60万人減少すると言われており、そのうち15歳～64歳の就業年齢の人口は46万人が減少する。今後ますます労働人口が減少するなかで、看護職人材の確保に向けた対策が重要となる。ナースセンターの役割は、求職者への就業相談や支援、求人施設からの募集に対する支援などがあるが、慢性的に求人倍率が高い状況である。その対策として多職種とのタスク・シフト/シェアやプラチナナースの活躍が期待されている。

また、看護職の地域偏在も大きな課題である。令和5年度より東濃圏域のワーキング会議を立ち上げ、ナースセンターの知名度を上げること、離職時の届け出制度を周知する取り組みを行っている。中濃圏域については、令和6年度よりワーキング会議を立ち上げ関・可茂・郡上の3つの地区における異なる現状と課題について検討している。

プラチナナースを対象とした事業では、キャリアチェンジ就職フェアを開催し、求人施設と求職者が気軽に相談できる直接面談を実施したことで早期就職につながる成果があった。

看護職確保対策では、若年層の進路選択を考える前から「看護の心」を普及することが重要である。「看護の心」の普及事業である「看護の日」のイベント開催では、看護の魅力を理解してもらい将来の職業選択のひとつにしてもらえるよう努めている。これまでは岐阜地域のみで開催であったものを、令和6年度は飛騨地区・東濃地区で開催される地域の行事に出展した。多くの方に立ち寄りいただき効果がみられたため令和7年度は全圏域に拡大して開催する。

ナースセンターの役割の強化として①プラチナナースの確保と就業促進 ②看護補助者の働き方の周知と就業促進 ③地域に応じた看護職確保の取り組み支援 ④「看護の心」普及事業を拡大し4つの事業に取り組む。

## 【実施内容】

- ① プラチナナースの確保と就業促進
  - ・求人施設・プラチナナースを対象に、働き方や雇用条件について意見交換できる機会を設けて雇用の幅が広がるよう支援する
  - ・先輩プラチナナースや社労士から好事例の話を聞き、同世代の看護職同士で定年後の働き方について

て考える交流の場を設ける

- ・求人施設とプラチナナースが直接相談できる就職フェアを開催する
- ② 看護補助者の働き方の周知と就業促進
- ・看護補助者職業紹介セミナーをハローワークと協力して開催し医療現場での職業体験を紹介する
  - ・タウン誌を活用した職業紹介を行い就業促進に努める
  - ・商業施設などでの出張相談・周知活動を行う際に、看護補助者の業務に対する理解度やイメージについて調査する
- ③ 地域に応じた看護職確保の取り組み支援
- ・中濃圏域ワーキング会議で提案された地区ごとの課題について取り組みの支援を行う
  - ・東濃圏域の管理職を対象に、スタッフの離職防止に向けたセミナーや意見交換会を開催する
  - ・ハローワークとの連携強化やタウン誌の活用を通して、潜在看護師の発掘を行う
- ④ 「看護の心」普及事業の拡大
- ・「看護の日」のイベントを県内全域の岐阜・飛騨・東濃・中濃・西濃の5圏域で開催する

## 2：離職防止と職務継続への支援

### 実施内容

1) 多様な働き方の推進を支援する取り組み

2) 処遇改善を支援する取り組み

### 1) 多様な働き方の推進を支援する取り組み

### 2) 処遇改善を支援する取り組み

## 【事業概要】

2040年に向け少子化が加速し、更に18歳人口の減少に伴い看護師の確保が困難となる事が予測できる。このような状況において、採用の工夫や子育て中の看護師への支援、定年退職後の看護師の活用促進が必要となる。

夜勤体制の見直しについては、令和6年度に勤務表の作成ポイントについて研修会を開催し、勤務表作成のポイントをGWで共有した。令和7年度は各施設が研修会の学びを活かし、勤務表作成から夜勤負担軽減の取り組みができるように支援を行う。

看護職の処遇改善については、令和6年度に、看護管理者が病院の経営状況や賃金相場を理解しつつ、「どのように看護師の処遇改善を図るか」について研修会を開催した。令和7年度は、各施設が研修会の学びを活かして看護師の処遇改善に繋げていけるように支援を行う。

## 【実施内容】

### 1) 多様な働き方の推進を支援する取り組み

- ① 短時間勤務や夜勤体制の見直しを行い施設特性に応じた勤務環境の整備に対する支援を行う
  - ・看護管理者が研修を受講後、自施設で勤務表作成時に工夫していることなどの調査を行う
  - ・フォローアップ研修では、調査結果で得た好事例を共有し「自施設で活用するためにはどうすればよいか」を考え、先進的に取り組んでいる病院の看護部長より助言を得る機会とする

### 2) 処遇改善を支援する取り組み

- ① 賃金のベースアップやタスク・シフト/シェア等の取り組みにより働き続けられる環境づくりを支援する
  - ・研修会を受講した看護管理者が、自施設の経営状況や賃金相場をどのように理解して処遇改善のためにどのように働きかけを行ったか等の調査を行う
  - ・フォローアップ研修では、調査結果で得た好事例を共有し、「自施設で活用するためにはどうすればよいか」を考える機会とする。また、先進的に取り組んでいる病院の看護部長より助言を得る機会とする

### 3 : 生涯学習支援体制に基づく生涯学習の推進

#### 実施内容

1) 研修計画および生涯学習支援体制の枠組みの活用に向けた支援

2) 小規模病院や施設等の生涯学習支援体制づくりの支援

3) 地域全体で生涯学習を支援する体制づくり

#### 【事業概要】

少子超高齢化が進み、人々の健康上のニーズが多様化、複雑化する中、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命とする看護職には、大きな期待とともに役割の発揮が求められている。日本看護協会は令和5年度に「看護職の生涯学習ガイドライン」を策定し、看護職の生涯にわたる継続的かつ主体的な学びと各自のライフイベントに応じた自律的な学びについて、また、組織における看護職の学びとキャリア形成の支援について示している。

本協会では、令和5年度に研修計画を見直し生涯学習支援体制の枠組みを作成した。令和6年度には、「看護職の生涯学習ガイドライン」等を活用し、看護職の働く施設や看護職一人一人に向けて、生涯学習の考え方を周知するとともに、病院の看護職代表者に向けた研修会を開催し、生涯学習支援の理解と体制づくりの周知を行った。

令和7年度は、引き続きガイドライン等の活用による周知を行うとともに、小規模病院・施設等の看護職代表者に向けた研修会を開催し、支援体制づくりが進むよう支援する。また、研修計画においては、生涯学習支援体制の枠組みに基づき、看護職各々の資質向上やキャリア形成に役立ち、ライフイベントにも対応した内容を企画し、生涯学習を支援する。

#### 【実施内容】

- ① 研修計画および生涯学習支援体制の枠組みの活用に向けた支援
  - ・ライフイベントに対応した研修の企画（育児、長期休養中の学習支援等）
  - ・研修計画と生涯学習支援体制の枠組みの活用についての周知（HP、看護ぎふ等）
- ② 小規模病院・施設等の生涯学習支援体制づくりの支援
  - ・看護職代表者に対する生涯学習支援体制の周知と理解のための研修会の開催
  - ・各施設の人材育成上の課題の把握と学習支援体制づくりに向けた取り組みへの支援
- ③ 地域全体で生涯学習を支援する体制づくり
  - ・看護職が活動する施設代表者（病院、訪問看護ステーション、介護施設、看護教育機関、行政）との意見交換会の開催

## 4：地域における専門性の高い看護師養成・育成・活動支援

### 実施内容

1) 特定行為研修修了者やNPコース修了者の地域活動体制づくりの支援

2) 専門看護師、認定看護師、認定看護管理者の活動体制づくりの支援

### 1) 特定行為研修修了者やNPコース修了者の地域活動体制づくりの支援

#### 【事業概要】

令和2年度から特定行為研修修了者やNPコース修了者（以下修了者とする）の交流会や事例報告会を開催し、修了者の実践活動の周知や活動環境づくり等の課題について意見交換を行う。3か年の事業結果をもとに、令和5年度には、全体の交流会と県内6つの地域（支部）の代表による地域での連携や活動について意見交換会を実施し、修了者の活用に向けて看護管理者への活動報告会や医師会等の関係職種への活動内容の周知を支援した。

令和6年度は、修了者会を全体会と支部会で組織する体制を整え、全体会としての総会とシンポジウム形式の交流会、支部ごとの交流会を開催し、修了者のネットワークづくりと地域活動の促進に向けた課題や方策についての取り組みを支援した。また、看護管理者や医師会等へも研修会を通じて修了者の活用促進の働きかけを行った。

令和7年度は、修了者間のネットワークを活用し、活動上の課題共有や地域ごとの活動体制づくりが進むよう、全体会や支部会の活発な取り組みを支援する。併せて、活用促進のための周知や環境整備についての働きかけを継続して行う。

#### 【実施内容】

- ① 修了者の活動促進の支援
  - ・全体会（総会・交流会）開催の支援
  - ・実践力の維持、向上のための研修会の企画、運営の支援
  - ・各支部会の開催、活動の支援
  - ・NPコース修了者の交流会の開催の支援
- ② 修了者の活用促進のための支援
  - ・看護管理者向け研修会の開催
- ③ 地域における活動環境づくりに向けた支援
  - ・地域（市町村）医師会への活動の周知
  - ・施設、在宅等活動の場の拡大の支援（好事例の報告）

## 2) 専門看護師、認定看護師、認定看護管理者の活動体制づくりの支援

### 【事業概要】

日本看護協会は、令和6年度の重点施策において、「専門性の高い看護職員による地域の人的資源としての活躍の必要性」を挙げており、本協会では、令和4年度「専門・認定看護師登録・活用システム」を立ち上げ、令和5年度より運用を開始した。令和6年度は、専門看護師、認定看護師の地域での活動促進に向け、各分野の代表者による意見交換会を開催し、活動状況の報告や課題の共有を行った。認定看護管理者については、交流会を開催し、課題の共有や解決に向けた意見交換を行った。

令和7年度は、認定看護師においては、関連分野でグループとし、交流や意見交換を通して課題や具体的な方策の検討を進め、地域での活動につなぐ体制づくりを支援する。専門看護師においては、ネットワークづくりを進め、県全体、地域の課題を共有し、認定看護師との連携、協働を図りつつ活動する体制づくりを支援する。認定看護管理者においては、更なる交流を図りネットワークを強め、組織運営や人材確保等の課題解決に向けた意見交換が進み、組織を超えた役割が発揮されるよう支援する。

### 【実施内容】

- ① 認定看護師が各地域で専門性を発揮して活動できる体制づくりの支援
  - ・ 関連分野ごとのネットワークづくり、交流会開催の支援
  - ・ 地域と連携し活動する場の拡大の支援（好事例の報告、事例検討等）
- ② 専門看護師が認定看護師と連携、協働して活動できる体制づくりの支援
  - ・ 全体交流会の開催、ネットワークづくりの支援
  - ・ 認定看護師との合同交流会、研修会の開催の支援
  - ・ 施設、在宅等活動の場の拡大の支援（好事例の報告）
- ③ 認定看護管理者の活動の支援
  - ・ 交流会の開催、ネットワークづくりの支援
  - ・ 次世代のスペシャリストの育成に向けた意見交換会の開催

## 5 : 災害・健康危機に備えた体制の整備

### 実施内容

1) 災害支援ネットワークの整備

2) 災害看護の普及

3) 岐阜県看護協会のBCP作成

### 1) 災害支援ネットワークの整備

#### 【事業概要】

令和6年4月より、改正医療法、改正感染症法により災害支援ナースの位置づけは、DMATやDPATと同様に厚生労働省医政局の管理となった。災害支援ナースは、都道府県・所属施設間での協定締結後、災害・感染症医療従事者となり、都道府県の要請に基づき被災地・施設等に派遣される。

有事においては一早く各地域の状況を把握する必要がある。そのために都道府県、看護協会、県内各施設間でリアルタイムに情報共有できる体制を構築する。併せて被災地や各施設等へ派遣された災害支援ナースが安心して活動ができるように、災害支援ナースを支援するためのネットワークについても整備する。

災害直後の混乱した状況の中で迅速に対応できるように、整備されたネットワークを平時より運用することとし、情報ネットワークについての県内施設への周知・啓発に取り組む。

#### 【実施内容】

- ① ソーシャルネットワークを活用し、協会・施設間・各圏域間のネットワーク体制を構築する

### 2) 災害看護の普及

#### 【事業概要】

災害支援ナースの活動について周知し、有事に備えた体制についての理解を深める。

また、有事には県民が自ら対応できる自助の力を高めることも重要である。県民が自ら“いのち”“健康”“暮らし”を守る行動が行えるように、有事に備えた災害の準備について広く啓発活動を行って県民に災害への備えについて意識づける。

## 【実施内容】

- ① 各種イベント（看護の日、ねんりんピック等）に参加し、災害の備えに関する啓発活動を行う
- ② ソーシャルネットワークを活用し、災害の備えに関する情報を県民に発信する

### 3) 岐阜県看護協会のBCP作成

## 【事業概要】

岐阜県看護協会としての業務の継続、早急復旧を図るためには、平時から戦略的に準備をしておく必要があるため、岐阜県看護協会の事業継続計画（BCP）を作成した。この計画をより実状に合わせた内容としていくため、それを活用した訓練等を行い、その見直し・修正を行う。

## 【実施内容】

- ① 作成した岐阜県看護協会の事業継続計画（BCP）を活用した訓練等を行い、その見直し・修正等を行う